

2025 グリーンコープ 脱原発大集会

託送料金訴訟に取り組んで

2025.12.12

弁護士 小島 延夫

脱原発と託送料金訴訟 その1

- ▶ 原発優遇政策を改めさせたい。
- ▶ 電源交付金（電源開発促進税）
 - ▶ 原発に反対する人も含め、全ての人から税金が取られ、それが原発促進に使用
 - ▶ これを何とかできないか。
- ▶ 電力自由化にも反する
 - ▶ 電力自由化 発電事業者が自由競争することで電力料金を下げ、電力供給体制を効率化する。
- ▶ 国会の立法で決定 一応民主主義的 法的壁

脱原発と託送料金訴訟 その2

- ▶ 2017年、賠償負担金と廃炉円滑化負担金を託送料に上乗せして徴収 法律の改正なく、省令だけで規定
- ▶ 憲法41条 国会を唯一の立法機関と定める。
- ▶ 国民の権利義務に関することを行政機関が勝手に決めてはいけない。
- ▶ 明らかに違法

賠償負担金とは？

- ▶ 原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23年3月31日以前に原価として算定することができなかつたもの
- ▶ 本来、原賠法上、賠償措置を取るべきは、原子力発電事業者
- ▶ その実質は、福島第一原発事故の賠償費が膨らんだ中で、その不足分2.5兆円を穴埋めするために負担を求められたもの。福島第一原発事故の損害賠償金に充てられるお金
- ▶ 原子力発電事業のための費用

廃炉円滑化負担金とは？

- ▶ 原子力発電工作物の廃止を円滑に実施するためには必要な資金
- ▶ 廃炉会計を前提
- ▶ 発電施設を建設し、廃止することは、発電事業者の基本的業務
- ▶ どう見ても、原子力発電事業のための費用

法律の委任に基づかない

- ▶ 電気事業法 18条3項は、送電料金（託送料金）は、適正な原価に利潤を追加したものとしている。
- ▶ 電気事業法 18条3項の「原価」は、送配電事業のための原価
- ▶ 送配電事業のための原価といえないものを、託送料金として徴収してはならないはず。
- ▶ 賠償負担金、廃炉円滑化負担金、そのいずれも、原子力発電事業のための費用
- ▶ 法律の改正なく、省令で、それを徴収すると定めるのは、法律の委任の範囲を超える。

なぜ訴訟を提起したか。

- ▶ どう考えても違法
- ▶ 法律の委任の範囲を超える。
- ▶ これならば勝てると考えて訴訟提起

驚愕の一審判決 原告敗訴

福岡地方裁判所2023年3月22日判決

- ▶ 電気事業法は、託送供給制度を導入した平成11年改正当初から、託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を回収することを想定しており、（中略）電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を託送料金として回収することを許容する。
- ▶ 賠償負担金（賠償負担金相当金）及び廃炉円滑化負担金（廃炉円滑化負担金相当金）は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用である。

控訴審判決も、原告敗訴

福岡高等裁判所2025年2月26日判決

- ▶ 「適正な原価」が「一般送配電事業を行うために必要な原価」に限定されているとまで解することはできない。」
- ▶ 平成11年報告書では、（中略）全ての需要家が公益的課題の成果を享受する主体としてそのために必要な負担を公平に負うことを原則とする旨が記載されている。
- ▶ 平成11年報告書の上記記載は、一般送配電事業者・小売電気事業者間の契約関係を前提に、「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用を託送料金に含めて回収することを提言する趣旨に解される。
- ▶ 賠償負担金や廃炉円滑化負担金は「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」

上告受理申立理由

1. 文理上、法18条3項1号の適正な原価は、一般送配電事業を行うために必要な原価に限定される。
2. 一般原則・慣習法としての原価計算基準その他の会計原則に反し、会社法431条、金融商品取引法193条にも違反する。
3. 平成11年報告書（乙14号証）を誤って解釈し、法18条3項1号の「適正な原価」の趣旨を誤った。
4. 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は「電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用」ではない。
5. 賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を託送料金の原価に含ませるとの判断は、政策的観点からの判断であって、それは経済産業大臣に与えられた権限を超える

損 益 計 算 書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

九州電力送配電株式会社

(単位 百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	647,264	営 業 収 益	698,576
電 气 事 業 営 業 費 用	647,185	電 气 事 業 営 業 収 益	698,446
水 力 発 電 費	265	電 灯 料	9,358
内 燃 力 発 電 費	31,632	電 力 料	20,827
新 エネルギー等発電等費	357	地 帯 間 販 売 電 力 料	11,773
地 帯 間 購 入 電 力 料	13,672	他 社 販 売 電 力 料	89,607
他 社 購 入 電 力 料	166,096	託 送 収 益	536,688
送 電 費	87,597	事 業 者 間 精 算 収 益	4,073
変 電 費	38,659	電 气 事 業 雜 収 益	26,117
配 電 費	151,257		
販 売 費	23,573		
一 般 管 理 費	84,946		
賠 償 負 担 金 相 当 金	5,986		
廃 炉 円 滑 化 負 担 金 相 当 金	6,228		
電 源 開 発 促 進 税	30,434		
事 業 税	6,483		
電 力 費 振 替 勘 定 (貸 方)	△ 7		
附 带 事 業 営 業 費 用	78	附 带 事 業 営 業 収 益	130
見 守 り サ ー ビ ス 事 業 営 業 費 用	78	見 守 り サ ー ビ ス 事 業 営 業 収 益	130
営 業 利 益	(51,312)		
営 業 外 費 用	11,699	営 業 外 収 益	1,886
日 政 費 田	10,171		119

新たなる危機

- ▶ 現在、新たに、省令改正だけで、原子力発電の新規建設コストなど発電事業のコストを、託送料金に含まれて徴収することを経済産業省は企図
- ▶ 電力自由化の前提が壊れかねない。
- ▶ 送電料金は、送電にかかる費用のみ ①
- ▶ 発電コストは発電事業者が負担 発電事業者平等 ②
- ▶ というのが大原則
- ▶ 発電事業者間の競争が成り立たなくなる=電力自由化が機能しない。

電力自由化の前提が壊れる、原発優遇

- ▶ **八田達夫**氏「電力自由化を進めるためには、発電事業者に生じたコストはその発電事業者自身に負担させる「発電費用自己負担の原則」が不可欠である。」（2024年10月八田意見書11頁）
- ▶ **八田達夫**氏「東京電力が存続している場合には、同業者とその需要家に賠償負担を転嫁することは、「全ての原発事業者から、事故防止の努力や事故損害賠償保険への加入へのインセンティブを奪う」という現象を起こし、結果的に、業界内の企業同士の競争がもたらす効率化の機能を破壊してしまう。」（2024年10月八田意見書28頁）

何が問題か

- ▶ 電力自由化を破壊する（上述）
- ▶ 議会制民主主義をないがしろにする。
- ▶ 原発は高コストであるということを覆い隠す。
(他方で、原発は安い電力と宣伝)
- ▶ 再エネが入りにくい状況を作り出す
(九州の現状 頻発する出力停止)

この間の取り組みの成果

- ▶ 電力自由化とは何かがわかった。
 - ▶ 八田先生との出会い・意見書の効果
- ▶ 企業会計と原発の関係が分かった。
 - ▶ 原発は、企業会計に重大な例外を作らないと生き残れない。
- ▶ 議会制民主主義と今日のエネルギー政策の決定過程の非民主性 = 民主主義の危機
- ▶ こうした問題について、共に学び、共に知見を深め、問題意識を作つていった。